

VII イタリア

ルイジ・ペッチ美術館客員学芸員

波岡 冬見

VII イタリア

波岡 冬見

1 イタリアにおける国際交流概要：基本理念と実施体制、21 世紀に向けた取り組み

1-1 イタリア文化政策を考察する上で考慮すべき歴史的背景

イタリアの国際交流を取り上げる上で、まずそのリソースとなる同国の文化政策を考察する必要があるが、その際、現在のイタリアを巡る特殊事情を理解する上で、同国のたどってきた歴史的経緯に目を通す必要がある。

1-1-1 欧州文化の源流としての強い自覚

イタリアは歴史的に欧州文化の「揺りかご」であり、過去においては、ドイツの詩人ゲーテを始め、北ヨーロッパの知識人が必ず一度は訪れる、いわば文化的巡礼地としての地位を保ち続けてきた。その理由は、この地が古代ローマ帝国の発祥地であったことと深く関わっているが、同帝国が崩壊した後、かえって帝国の中心地だったがために疲弊も大きく、その後続く長い中世期は、かえって北ヨーロッパ、特にフランスのゴシック文化に遅れをとった。しかし、1200年代に入り、フィレンツェを中心とする中部イタリアで「ルネサンス」の名のもとにローマ時代の古典文化が再興、ヨーロッパ全土に波及し、その後の文化のみならず、全ての歴史に決定的な影響を与えたのはあまりにも有名である。さらに、1300年代から1700年代半ばにかけて、ルネサンス、マニエリズム、バロックと、文化の中心的様式を次々と生み出し続け、それらは、欧州のみならず北米や中南米にまで多大な影響を及ぼし続けてきたのである。

ローマの中央駅が、「Termini」（テルミニ。英語で Terminal、語源的にはラテン語の terminum 「境界」、「限界」に遡るが、その後「終着点」、「終止点」という意味に転じた）と呼ばれるのは、かつて「全ての道はローマに通ず」と呼ばれたことに所以しており、したがって同地にある駅が「終着駅」であるとの意味が込められている。同語は、その後世界中に輸出され、日本においても、特に始発駅を「ターミナル」と呼んでいる。また、ロ

ローマにある6つの丘のうち、同市発祥の地である、「Campidorio」（カンピドーリオ）は、英語で首都を意味する「capital」に転じ、米国の首都ワシントンの政治的中心である「Capital Hill」は、正に「カンピドーリオの丘」の英訳であることから、新大陸を含めた西欧社会が如何にローマに負っているかを伺い知ることができる。さらに、歴史上、フランス革命時のパリ、イワン大帝期のモスクワなど、他の多くの国々が「古代ローマ時代の復興」の夢を見続けて来た。

また、ローマは、古代ローマ帝国の首都としてのみならず、中世以降、カトリックの総本山として世界中からの巡礼者が集まり、2000年は西暦2000年期に入るにあたり、1年間にわたり「聖年」（Giubileo）が催され、その際、同市のみならずイタリア中の多くの文化財（主に教会建築を中心とした）に大々的な修復を施されるなど、「カトリックの世界首都」としての役割をも担っている。

他方において、現代のイタリアに目を転じるに、イタリアは統一後、長く南北格差の解消（主に経済的なものであるが、その根底には大きな文化的差異が横たわっている）が課題となってきたが、ローマ帝国崩壊以降、再びイタリアが統一国家として再生したのが約100年あまり前という経緯もあり、近代統一国家としての歴史が極めて短いことから、地方意識の高さに比して、国家意識が低いことが特徴として挙げられる。そして、このことが地方レベルに比して、国レベルでの国際交流を困難なものとしている一因ともなっているのである。文化の一番重要な基盤である言語（一般には1200年代にトスカーナ方言で書かれたダンテの「神曲」を期に成立したとされる）を例に取っても、統一前は、地方の方言が極めて強く、一部地方間の意志疎通を困難にしていたが、統一後、徴兵制度を通して急速に標準語が普及、現代も多くの方言が存在するが、統一前の状況は完全に克服している。また、北イタリアのアルト・アディチェ地方とヴァッレ・ダオスタ地方は、それぞれ、独語と仏語圏にあたり、行政レベルでは完全なバイリンガル標記が実施されている。文化的には、歴史的にギリシャ、アラビアならびにスペイン文化の強い影響を受けた南伊（ナポリとパレルモ）、イタリアの代表的文化である、ルネッサンスならびにバロックを生み出した中伊（ローマとフィレンツェ）、そして、フランスならびにオーストリーの影響を受けた北伊（ミラノとヴェニス）の3つの文化圏に大別することができる。

1-1-2 イタリア文化海外紹介の消極性

以上、極めて簡単ではあるがイタリアの歴史的文化事情の特殊性を振り返ってきたが、これらの事柄からも理解できるように、今まで、イタリアは自身の文化を国レベルにおいて積極的に輸出する必要性をあまり感じていなかったと言える。それは、古来より現代に至るまで、古くは欧州の、そして現在は世界中の知識人のあいだで「イタリア巡礼」が深く根付いていることもあり、イタリア文化の「輸出」は、これらの知識人を通じて自然に世界中に広まっていったという事実があるからである。先にも述べたが、以上のような歴史的背景により、自国の文化紹介に関して、他の欧州諸国と比べ消極的であり、また受け

身的であったと言える。さらにまた、質・量共にあまりにも大量の文化遺産を保有するため（一説にはユネスコに登録されている世界遺産の約 70 パーセントがイタリアに集中していると言われていたことから、その異常なまでの集中度が理解されるだろう）、現在までその保存および保護にほとんどの政策リソースをかたむけており、北ヨーロッパ諸国が実施しているような補助金を主体とした現代文化の推進まで手が回らないのではないかという印象も受ける。また、イタリアを訪れる大量の観光客の大半の目的は、「史跡巡り」や「美術館巡り」を対象としているが、彼らを通して間接的に「輸出」されるイタリア文化の存在も無視できない。実際、左翼民主党が前回の国政選挙（1996 年）の際に提示した「経済リソースとしての文化」の視点は（後で詳しく触れる）、これらの文化遺産が潜在的に有する膨大な経済リソース（直接的に観光ならびに観光産業へと結びつく）に着目したものと解釈できる。実際、従来無料であったフィレンツェの主要な観光ポイントであるサンタ・マリア・ノヴェッラ教会、ドーモならびにサンタ・クロッチェ教会等は、数年間に亘る大々的な修復の後、全て入場料を課すようになったが、これは主に観光客を対象としているのは明らかである。

イタリアは、欧州ひいては世界の文化的ヘゲモニーにおいて、アングロサクソン文化に対し大きな対抗意識を持つフランスの例や（イタリアは全くこのような対抗意識を持っていない）、大戦後、ナチスドイツのイメージを払拭するために「新生ドイツ」文化の流布が急務であったドイツの事情とは全く異なった背景を有しており、同国の文化政策ならびに国際交流を考える上でこれまで述べてきた「文化遺産大国」としてのイタリアの事情を十分に念頭に入れておく必要がある。

1-2 イタリアにおける文化政策の概要

1-2-1 ウリーヴォ政権が推進した文化政策

1996 年に行われた国政選挙の結果、中道左翼政権（左翼民主党を中核とした連合政権で通称「ウリーヴォ」と呼ばれる。以下「ウリーヴォ」とする）が政権をとったが、その際、ウリーヴォの中心政党であった左翼民主党（以下「DS」とする）は、新しい文化政策を中心の一つに据えた国政選挙キャンペーンを大々的に展開した。通常、国政選挙の際に文化政策が取り上げられることはほとんどなかったが、同政策は後に現代にいたる同国の文化政策に決定的な影響を与えたため、当時の報道ぶりなどを交えて詳しく紹介していくこととする。

DS が掲げた文化政策の柱の一つに文化財・環境省（以下「文化財省」とする）の改革があった。改革以前、文化財省はもっぱら同国の膨大な文化財の保護ならびに保全を目的としていた。しかし、1999 年、従来の政策を全面的に見直した結果、それらから一歩踏み出した、現在の文化までも視野に入れた「文化活動・環境省」（以下「文化活動省」とする）として新しく生まれ変わった。

同改革が目指していた文化政策の基本精神を表すものとして、少し長くなるが、同時のヴェルトローニ文化財相（DSのナンバー2）が北伊にある現代美術を対象としたパンザ・コレクションの寄贈式典の際に行った講演の一部を紹介する。同演説は、文化財を経済的リソースとして見直すこと、ならびに文化活動における税体制の見直しを行うという、これまでのイタリアにおける文化政策とは全く異なった新たな視点を表明している。

（以下、北米のメセナ活動を特色づけている税制を含めた諸制度に触れた後）

イタリアでは、文化財における民活関連の税制は逆である。補助金（ここ数年、財政再建のために大幅に削減されている）は、文化財の使用に関連してではなく、文化財自体に対してしか支払われない。北米では、補助金は、「公共文化財」を公共の目的で使用した際に支払われる（文化財の公開、サービス、需要の増加など）。イタリアの公共倫理においては、上記のような機能はほとんど知られていない。わが国では、他の国と比較して優れた分野と言えれば文化の保護であろう。しかし、他方において、他の文化を食い荒らしてきた。文化財は、公開され、知られることによってこそ、価値が生まれてくる。

新政府が、文化政策の全般的見直しに関してまず初めに手を付けるのが、「税金と文化の関わり」であるのは、偶然ではない。エンティ・リリチ（イタリア・オペラ協会）に対する特別緊急法案の提出もその一環である。文化政策を拡大し、保護以外の他の分野にも広げていくという事は、最後にはウェルフェア（社会福祉）という大きな建物を建設することとなる。

同改革では、下位レベルからの実験と地方レベルにおけるイニシアチブが重要な役割を演じる。これは、単に、解決の可能性を探るためのテストケースとなるばかりでなく、緊急特別法案等によって強制することなく新しい公共倫理を形成する手段となるからである。

以上の精神をもって、単に気前の良い個人の一時的なメセナ活動ではなく、複雑で全く新しい制度を通して以下のようなプロジェクトが実現可能となった。それは、イタリア環境基金が文化財（パンザ・コレクション）の所有権を買い取り、作品の修復、ならびにコレクションの管理は地方公共団体（ヴァレーゼ県）が保証。更に、民間のスポンサーであるカリプロ（ロンバルディア信用金庫）財団がサポート。実際の運営は、国際的な専門家であるグッゲンハイム美術館が担当するというものである。

ヴァレーゼ県において、今週われわれが議論してきた文化財行政に関する多くの改革を見ることができ、最終的には、以下の事柄を全国レベルでの導入を希望している。

- ・ 実際の運営に当たっては、文化財の持つ役割を維持しつつ財団が持つ管理基準を導入。
- ・ 更に、財団を同分野における民営化と公共性を持った文化財との中間的なものとして位置づける。したがって、ただ単に、文化財の運営だけでなく所有も含めた

役割を考慮する。

- ・ 特に発展した地域において増大する文化的需要に答えるため、地方公共団体のイニシアチブを促進
- ・ 民間とのパートナーシップに関し、資金分担ならびに協力主体イメージの向上に役立つための運営方式の採用

(後略)

(イル・ジョルナーレ・デルアルテ紙 1996年7月8日合併号掲載記事より抜粋)

上記は、先に述べた 1996 年当時の国政選挙の際、ウリーヴォ政権が中心の一つに掲げた文化政策改革の一環としてとらえることができるが、以下に現在のイタリア文化政策の原点となった同政権の「政策綱領」より文化政策に関わる部分を抜粋したものを紹介する。なお、同綱領は、「資源としての文化」(テーゼ 81)と「文化財」(テーゼ 82)に分かれており、その後文化財省の改革を含む文化政策の基本として広く反映された。全体の基調としては、文化行政のより一層の地方分権化促進を強く打ち出しているが、(これは、イタリアが 90 年代に入って押し進めてきたいわゆる「地方分権化政策」の一環で、実行手段として「バッサニーニ法」が作成されたが、これに関しては後にまた触れる)、その中で、特に注目すべき点は、先に少し触れた経済リソースとしての文化の位置づけ、「文化におけるイノベーション」つまり現代文化の推進、現在まで旧態然としていた、イタリアの国立美術館の中央政府からの独立(いわゆる独立法人化)、民間活力の美術館運営への導入等があげられ、マネージメント(民活)の原理を導入するとある。

(1) テーゼ 81 「資源としての文化」

イタリアは、多大な歴史的文化遗产を有しており、それらは憲法第 9 条により保護されている。そして、同憲法は、「文化の発展」を推進する目的を謳っている。したがって、公共機関の目的は、文化財保護のみならず、文化一般の推進をも含むのである。

文化は、社会の一体化を保つための重要な要素であり、個人、及び集団レベルにおける一体化推進の手段でなければならない。更に、文化は経済発展のメカニズムを活発にする要素でもある。

文化を縦割り行政や分断した視点でとらえるべきではなく、各分野がお互いに競争しつつ推進し合うような複合したシステムの構築が必要である。したがって、行政機構の再編成を通じて、同分野における公共事業の見直しを行う必要がある。現在、国、州、県、市それぞれのレベルが文化に関わっているが、お互いの意思の疎通が欠ける場合が多く、その結果として、別々の行政機関が類似した企画を同時に計画したり、あるいは逆に大きな欠落が生じることとなる。

文化政策には以下の事柄が必要である。

- ① 新しい科学、組織、及び運営方法を導入する必要があり、文化を雇用増大と経済

発展の重要な要素として位置づける必要がある。

- ② 文化を享受する新しい市場の開拓を推進、特に教育目的として若者を対象に文化を推進する。
- ③ 複雑なイタリアの文化状況を形成するために、異なったコンテキストを有する地方の事情を踏まえた文化政策の推進。
- ④ (文化における) イノベーションと実験のための有効な政策を実現。
- ⑤ 国、州、及び地方公共団体間の役割分担を再整備、文化活動の企画、推進に関し、州、及び地方公共団体に主な権限を委譲。
- ⑥ 民間に門戸を開き (必要あらば、協会、財団の制度見直しも考慮)、単に新しい形の芸術保護主義のみに限らず、文化活動のインフラ整備への投資に対し優遇措置を取る。
- ⑦ 演劇と音楽に関しては、新しい法律が必要であり、映画に関しては、現在、暗礁に乗り上げている法律の改正を完了させるのが急務である。更に、現在の演劇への補助金制度を国・州混合システムの観点より見直すべきである。

(2) テーゼ 82 「文化財」

イタリアにおける景観、及び文化財の保護、評価、そして普及は、重要な優先的課題である。われわれは、内外を問わず、芸術、文化、及び美しさとしてのイタリアをアピールし、一般観光客のみならず、若者のための教育機関、学者、美術愛好家、及び文学者にとって訪問先の目標となる国であるようにしたい。イタリアを、素晴らしい経験と知識を包み込む無形の財産を作り出す生産工場として、またそれらを蓄える場所として確立する。正に、これらの理由により、全人類のためにこのような膨大な歴史的遺産を所蔵し続けるためにわれわれは努力しているのである。

イタリアは、理論的には、世界で最も優れた文化財保護のシステムを有しており、進歩的、かつ専門的な経験を蓄積してきた。しかし、同分野が複雑である故、長い間おざりにされてきたのも事実である。他の先進ヨーロッパ諸国の平均と比較しても少ない補助金のため、場当たりのプログラムや、フォローアップの欠如等の問題が存在し、通常の運営力が不足している。事実、多くのプロジェクトが事務処理の停滞等、官僚機構の抱える問題によりお蔵入りになっており、その中の僅かしか日の目を見ていない。われわれが提案するアジェンダは以下の通り。

- ① 文化財の保護と保存を目的とする公益のためのプロジェクトを実現。使用されていない建築物、例えば古い工場等を改造して、図書館、劇場、ワークショップ、美術館等として再利用する。現在、限られた機関の間で行われる、混乱したその場しのぎの行政ではなく、確固とした展望を持った計画的な文化財運営の実現。
- ② 国立美術館の自治を強化 (市立美術館は既に自治を果たしている)。イタリア全土に散在する国立美術館を繋ぐネットを整備、また、これらをコーディネートしつつ

旅行会社等に働きかけ、観光コースの一部として組み込む。更に、より多くの見学者が訪れ、ひいては文化遺産がより一般に普及するためには、美術館に必要な施設（開館時間の延長、ブックショップ、カフェテリア等）を充実させる必要がある。同分野においては、民活を導入するのみにとどまらず、民間も美術館の運営に参加する道を開くと同時に、ヴォランティアを広く募ることも必要である。

- ③ 防犯を強化。行政機関は、各文化遺産が持つ価値体系を把握している必要がある。
- ④ 文化監督官の権限強化。地方レベルにおいて、より効率よく国の代表としての務めを滞りなく遂行できるようにする。
- ⑤ 文化財の分野が必要とする科学的、技術的資源の強化、競争原理、及び経営概念の導入。専門家養成過程も見直す必要がある。職人、修復、目録作業、広報及び普及に従事する新しいタイプの専門家を短期大学、特別コースなどを通じて養成する。
- ⑥ 文化財の多くの部分が教会によって所有されている故、より広範な保存を実現するためには教会との協力関係の強化が必要である。

1-2-3 文化政策綱領を進めた左翼民主党(DS)の具体的な役割。

ここでは、以上紹介してきた一連の改革を実行したDS文化班（Partito Democratici di Sinistra, Sezione Culturale）の役割に触れて行きたい。なお、同資料は2001年3月に筆者が行ったヒアリングを元に作成した。

同班は1991年に設置され、前政権担当政党（現時点では、2001年5月の国勢総選挙の結果、中道右翼政権に政権を明け渡した）であるDSの文化政策を担当している。これまでも述べてきたが、ここ5年間の活動はウリーヴォ政権を通じた旧文化財省ならびに文化関連法人等、イタリア国内の文化行政の改革に注がれており、国際的な活動はほとんど行っていない。以下に同党が進める重点項目を挙げる。

- ① 「投資対象としての文化」を推進
- ② 通称「1%法」の導入 - 国民総生産の1%を文化投資に充てることを目標とした法案
- ③ 民活導入 - 税制に関する法的整備を通じて民間による文化財・美術館などの委託・運営ならびに新しい文化の生産を促進する。（イギリスのブレア政権が積極的に押し進めているいわゆる「文化産業」という概念の導入）
- ④ 雇用機会拡大の手段として位置づける文化活動 - 文化活動への投資を通じて雇用拡大を促進。（特に恒常的に失業率の極めて高い南イタリアを念頭に入れているものと思料される。）

なお、実現手段としては、関連法の整備ならびに行政を通して行うが、具体例として以下の項目を挙げるができる。

(1) 旧文化財・環境省の改革

同改革は2001年現在まだ進行中であり、2000年度「文化財・環境省」から「文化財・活動省」に改名された。なお、改革の主な柱は、現代美術ならびに現代建築に関する行政を行うために同部門を統括する局を新設したことにある。これを受けて現在、国立現代美術館「Centro Nazionale per le Arti Contemporanee」ならびに国立視聴覚美術館「Museo Nazionale di Audiovisivo」の設立を準備中。(双方ともローマに設立)

(2) 関連法人改革

これまで幾つかの基金が混在していた演劇助成を一本化するために「単一演劇基金」FUS (Fondo Unico per il Spettacolo) を設立。なお、同基金は100%公共資金からなるが、民間資金導入のために100%の免税措置が受けられるよう法的整備を果たした。また、ヴェニス・ビエンナーレ法人の改革を推進した。なお、現在同法人は同改革を受けて、2000年度より正式に公益法人より独立法人へと移行した。

また、補足資料として、上記の改革を準備していた初期の時代(1997年当時)、筆者がDS文化班へのヒアリング調査を行った際の資料を紹介する(別添資料2参照)。この中には、前述のヒアリングと重複する部分もあるが、先に引用したDSが主導して行った文化政策の基本となった「テーゼ81」ならびに「テーゼ82」がその後どのような展開をしていったかをたどることができる。この中で特に注目に値するのは、テーゼにはなかった「文化会社」(societa' di cultura) という新しい概念の導入であろう。

(3) 文化政策の基本方針

文化政策の基本方針は、1995年12月に発表された政策綱領に記載されたテーゼを踏襲している(前出の「テーゼ81」、「テーゼ82」参照)。その後、総選挙用(1996年)であった同テーゼを再考し、より具体的なプログラムへと発展させた。現在までの政権の関心は、もっぱら政治経済問題が中心であり、文化政策問題はその陰で常に軽視されてきたが、文化財相に就任したワルター・ヴェルトローニ(Walter Veltroni)が副首相も兼任し、文化に関する閉塞状態を打開し、文化の復興とその普及に非常に強い意欲を有していることから、同分野における大きな改革が期待される。

①文化行政の改革:地方分権制の積極的導入

現政権においては、文化政策のみならず行政全般に中央集権の解消、ならびにそれに伴う地方分権の促進が政治改革の緊要課題となっているが、現在、国会において地方分権に関するバッサニーニ法案が審議中である。同法案が承認されれば、文化関係においても国ならびに政府に集中している管轄項目が大幅に地方自治体へ移譲されることとなる¹。その場合、管轄が国に残る項目は、文化財保護や文化政策普及と促進、ならびに若者や文化に関わる人員の教育、育成等であり、地方(州、県レベルであり、市においては既に分権が

¹ 同法案はその後可決された。

かなり実現している)に移譲されるのは美術館ならびに博物館の組織と運営等である。イタリアは対外的には文化大国とされているが、文化政策に関しては他の先進諸国と比して遅れをとっており、今や独自の方針を打ち出す必要性を強く感じている。現在、特にイタリアが目指すべきモデルとしては、民活に大幅に依存しているアメリカ型や、中央集権的要素が強すぎるフランス型ではなく、地方分権と民活のバランスが良く取れているとされるドイツ型を求めるとしている。

② 財源確保:民間資金の積極的導入(民活)

文化政策における財源確保で重要なポイントとなる民活導入に関しては法的制約が多く、したがって数々の束縛を受けている基金や財団という従来の形式を越えて、ある種の会社組織(societa')という新しい文化企画促進会社の形態を模索中である。これはいわば基金無しで設立された財団のようなもので、資金を国や民間企業等から文化目的だけの為に集め、展覧会等の企画実施を初めとする文化事業を遂行する(いわゆるNPOに属する)。同形態は現在行われているヴェニス・ビエンナーレの機構改革に全面的に採用され、同組織は今年中にはいわゆる文化会社(Societa' culturale)として再スタートを切る予定である²。

また、文化政策普及の為に富くじ導入を決定、2002年1月より開始予定である。これは、イギリスが21世紀に向けた大々的な文化事業(ミレニウム)の資金調達として始めたものに習ったもので、毎週1回水曜日に実施され、収益金は年間2千~3千億リラ(約120億~180億円)³が見込まれている。収益金の用途先に関しては特別立法が必要なので、今後その点の調整が課題であるが、文化財修復や人件費も含む美術館ならびに博物館のより効率的な運営等に活用される見込みである。

③ 文化省の新たな設立

イタリアにはこれまで文化全般を統括する省は存在しなかった。かつて観光・文化省が存在した時期もあったが、1993年4月18日の行革を目的とした国民投票で廃省となり、総理府管轄の一局となっている。現在唯一の文化関連省は、大学・科学技術省及び教育省を除くと、文化財保護を主たる役割とする文化財省のみであり、関係各省の意思の疎通もうまく行われているとは言いがたい。

DSとしては、文化省が設立される際は、その権限を非常に弱く緩やかなものとするべきと考えており、国として管轄すべき必要最低限の事項以外は、全て地方自治体に移譲する方針を唱えている。(いわゆる「小さな政府」ならびに「地方分権」に乗っ取った考え方。)現在、同件実現の為に研究、調査が進められているところであり、近い将来何らかの具体的な案が提示される見込みである。ちなみに、現在、国立美術館の地方移譲に対しては、その後政権を取った中道右翼政権がその施行に難色を示している。

イタリアの文化政策は、一般的に北ヨーロッパ諸国と異なり、現代の文化活動に対し、政府が補助金等を通じて積極的に介入することに対して常に懐疑的な態度を保留し続けて

² 同改革は2000年に完了した。本件に関しては後のビエンナーレの項目で詳しく触れる。

³ 本稿では100リラ=6円として換算

きた（実際に過去のオランダの例を見ても明らかなように、いわゆるバラマキ型助成はモラルハザードを招き、良い成果を上げなかった）。さらに、冒頭で触れたように同国の文化を輸出するための政府の介入にもあまり積極的な立場を取っていない。それは、これまで述べた理由以外に、同国の歴史的背景として、ファシズム政権下に文化人民省（通称 MinCulPop）が当時の文化活動に積極的に介入したという記憶が根強く残っているからでもあり、政府の介入は統制に結びつくという、同国知識人にいまだに根ざしている中央政府に対するいわゆる「不信感」を反映したものであるとも言える。他方、文化財の極度な集中というイタリアの事情を利用し、これまでの観光産業という枠を越えていわゆる「文化産業」という概念を視野に入れ、民間資金の有効な投資先にするための法的整備、ならびに、文化財の資源のより有効な活用という視点がより展開されている。

1-3 イタリアの国際交流

1-3-1 イタリアの国際交流政策の問題点

以上、当時の報道資料等をまじえ、イタリアにおける文化政策を担当する文化財省改革を中心にかかなりの紙面を割いて振り返ってきた。それは、一国の国際交流政策は文化政策と密接な関係を持っていると考えたからである。しかしながら、同省は、改革後も国際交流を担当する部署が全く存在しない。それは、あくまでも同省は国際交流のリソースは供給するが、実際の交流にはほとんど関わらないという立場を保ち続けているからである。その理由の一つとして考えられるのは、同改革を推進した政権が地方分権を通して、いわゆる「小さな政府」を標榜してきたからであり、文化財省の組織をこれ以上大きくしたくないとの考えを持っていたのと、現在、実際に国際交流を担当している外務省とのバッティングを避けたいとの意向があったものと解釈される。

現在、政府レベルでの国際交流は外務省が担当しているが、同省も中道左翼政権下に大きな組織改革を行った。同改革に伴い、海外におけるイタリア文化会館について種々の議論がなされたが、以下に 1996 年当時の同文化開館を巡る状況を伝えるものとして参考となる報道ぶりを紹介する。同資料は、1991 年に当時のデ・ミケーリス外相が行おうとしていた、イタリア文化会館の改革に触れながら、その結果として、筆者であるデ・セータ氏が館長として任命され、それを辞退した顛末を書きつづったものである。デ・セータ氏は続けて、文化会館をとりまく事態は、当時と全く変わっていないとし、この状況が続く限り、館長が積極的に国際交流政策を行うことが不可能であると結論づけている。

「1991 年に当時のデ・ミケーリス外相は、文化会館館長に官僚以外からの任命が可能となる法律の改正に力を入れていた。それを受けた外務省は、ワシントンの文化会館の館長として、エツィオ・ライモンディ氏、モスクワにヴィットリオ・ストラダ氏、

ニューヨークにフリーオ・コロombo氏、ブルッセルにヴィットリオ・マチュー氏、ベルリンにクラウディオ・マグリス氏、そして、パリに筆者を任命した。しかし、けっきょく、指名されたうち4人が辞退する結果となった。(中略)

任命を受け入れた同僚に対しては、最大限にそれを尊重するが、それでも、当時、われわれが指名を辞退したのは正しかったと思う。私が指名された、パリの文化会館の当時の年間予算は、5億リラ(約3000万円)であった。しかし、実際には、同文化会館は半分以下の予算しか受け取っていなかったのである(筆者注:イタリアでは手続き上の不備等でそのような事態が多々起こる由)。パリのような都市にある文化会館で上記のような予算をもって、国際社会に於けるわが国の立場にふさわしいことを行うのは、不可能なことであると考え。それは、ただ単に外から持ち込まれる企画を行うための「入れ物」であるしかない。(中略)

残念ながら、今も、財政面でも、制度面でも状況は、当時と比べて変わっていない。文化会館の数を減らして、主要な文化会館に予算を重点的に配分するのも一案かも知れない。しかし、そのような文化会館はせいぜい世界に5つか6つであろう。フランスやドイツのようにいくら予算が削られても、資金を確保する能力があり、現実的な文化政策を遂行する国とは違うのである。しかし、問題は、実は単に資金の問題だけにとどまらない。館長は、柔軟性に欠ける官僚機構の囚人であり、自身と大使館との関係も個人的なものにとどまっているのである。

フランスの場合、上記の関係は強い反面、独立もしている。館長の文化政策は、外相や局長達により影響を受けることがない。右の問題を解決しない限り、イタリアの文化会館が国際社会の中でイタリア文化が果たす役割を遂行するのは困難であろう。確かに、有名人を館長として任命するのは、フランスを手本としたものであり、有効な面もあろう。しかし、アイディアを実現するには、それを遂行するための強い足腰が必要なのである。館長は、派遣される国の文化に精通していなければならない。そしてスタッフの一人としての役割を果たすべきであり、単なる有名人であってはならない。(中略)あれから5年以上立ったが、事態はほとんど変わっていない。」

(コリエレ・デラ・セーラ紙 1996年4月28日付掲載記事より抜粋)

1-3-2 今後の展望:政権交代による文化政策ならびに国際交流政策の不透明感

先に詳しく触れたが、イタリアにおいて文化政策を強力に推進してきたDSの行った改革も、ほとんど全てが文化財省とその外郭団体であるビエンナーレ公益法人を中心としたものであり、国レベルの国際交流の分野にまで直接手を広げることはなかった。その一つの理由として考えられるのは、同党が1996年の選挙対策としてまずドメスティックな文化政策を重点項目とし、それに対してほとんどのリソースをそそいだことが考えられる(実際、左翼民主党の中に文化政策の部署はあっても国際交流の部署は存在しない)。そして、その改革への意欲は同党のナンバー2であるヴェルトローニが、副首相兼任で改革前の文

化財相に直々就いたことから伺える。しかし、先に少し触れた通り、歴史的に文化財省は国際交流には全くといっていいほど関わりを持たず、それは、改革後の文化活動省にも継承された。

他方、前述した通り、政府機関として直接国際交流にたずさわっているのは、在外の文化会館を統括する外務省であるが、文化財省とほぼ同時期に行われた外務省の改革において、文化会館の組織だけはそのまま温存されている（後に外務省の項目で触れる）。また、同改革に関し、DSはあまり関与していないが（実際、ウリーヴォ政権下の外相は常にDS以外が担当していた）、不思議にも、あれほど文化政策推進に積極的であった同党も、国際交流にはこれといった関心を持っていなかったのである。その理由として、右派が苦手の文化政策を選挙におけるキャンペーンとして積極的に利用した他、中央政府による国内の文化政策は、戦後から今日に至るまでほとんど不在であり、同政策の実現が急務であったという事情が考えられる。実際、先に触れたが、改革前の文化財省には、現代の文化を扱う部門すら存在していなかったが、これは、通常「文化大国」と見なされているイタリアのイメージを真っ向から否定するものである。既に歴史的背景の部分で触れたように、文化財の極度な集中と、恒常的な観光客を通じた「間接的文化輸出」（イタリアを訪れた観光客がそれぞれの国に戻った後イタリア文化を広める）、ならびに巨大な観光産業の存在が、自国の積極的な「文化の輸出」という課題から目をそらす役割を果たしていたと思われる。

したがって、上記の理由により、先に引用した報道記事からさらに5年経った現在も海外の文化会館を巡る状況はあまり変わっていないと言わざるを得ない。実際、今回外務省で行ったヒアリング調査を通して、一向に明確で一貫した国際交流政策、ならびに戦略といったものが見えてこなかった（2001年3月のヒアリング当時、外務省は改革直後ということでまだ新しい資料すら存在していなかった）。例えば、ヒアリングの際に外務省担当者が挙げた文化政策の一つとして「イタリア文化の海外における一方的な振興にとどまらず、海外機関との協力関係を重視した政策を奨励している」としているが、実際には、従来までのイタリアが資金を丸抱えする国際交流からの脱却を通して、相手国からの資金的援助を期待するという狙いが根底にあるとも解釈できるのである。歴史的に見て、イタリアは、植民地政策を積極的に展開しなかったが、国際交流政策においても、過去に植民地政策を積極的に展開した英仏と比べると国レベルでの推進が消極的で、現在に至るまで、特に80年代に入って各国のあいだで活発化した外交戦略の一環として文化政策を取り込むといった発想も特に前面に出てこないのである。

2002年5月の総選挙の結果中道右翼政権が成立したが（中道右翼である「フォルツァ・イタリア」、旧ファシスト党の流れをくむ右翼である「国民連合」、ならびに北イタリア分離独立派である「北部同盟」からなる連合政権）、同政権は、それまで積極的な文化政策（国内に限られてはいたが）を推進していた前政権とは対照的に、今のところ全くといっていいほど文化政策に関心を示していない。一般にイタリアの右派は歴史的にも、ファシズム政権期を例外として、文化、ひいては国際交流に対してほとんど無関心であったが、これが、

政権交代後のイタリアの文化政策ならびに国際交流の展望を極めて不透明な状況にしている。実際、今回の政権交代で新しく文化活動省事務次官（実質的にイタリア国内の文化政策を総括）として同政権より任命されたヴィットリオ・ズガルビ氏は、就任後、現代美術を真っ向から否定する挑発的な言動を繰り返し、これまでの20世紀美術史を完全に否定、それを一から見直す必要があることまで表明している。そういったことから同氏がそれまでウリーヴォ政権が進めてきた文化活動省の改革を継承するとはとても考えがたいのである。むしろ、それまでの同省の改革路線を否定する可能性の方が高いであろう。また、同政権の中核党であるフォルツァ・イタリアは、文化政策を担当する部署を有していない（2001年3月時点で中道右翼が政権を執る見通しがかなり明らかだったため、同党にヒアリングを再三申し入れたが結局実現しなかった）。戦後のイタリアは政党が圧倒的な権力を持つ、いわゆる「政党主義」（partitocrazia パルティト・クラシー）が浸透しているが、上記の理由より、今まで政権が交代するたびに政策も様変わりし、したがって、長期的な政策の不在が指摘され続けてきた。今回の政権交代に際しても、国家が関わる文化政策ならびに国際交流部門において、現政権が、前政権の政策を継承し、さらに、長期的展望を視野に入れた積極的な国際交流政策を推進する可能性は低いと言わざるをえない。他方、前政府が行った文化政策における改革をリセットすることは、もはや不可能であることも事実である。したがって、イタリアにおける国際交流の行き先は、新しく政権を執った中道右翼政権の政策をもう少し見極める必要がある。

1-3-3 民間財団の国際交流活動に対する期待

国レベルの国際交流活動に比して、民間の国際交流団体は非常に活発な活動を展開している。その中でも、特記に値するのは、北伊のヴェニス市で2年おきに国際展を主催しているヴェニス・ビエンナーレ（以下「ビエンナーレ」とする）の存在である。ビエンナーレは100年以上の歴史を持ち、現在世界中で盛んに開催されているビエンナーレ展は、全て同国際展にならったものである。ビエンナーレは、ウリーヴォ政権のもと、先に詳しく紹介した新しい文化政策の一環として、それまでの100%政府出資の公益法人から全面的な機構改革を終え、2000年度より「文化会社」として新しいスタートをきったばかりである（後にビエンナーレの項目で詳しく触れる）。そして、再スタートの直前と直後となる1999年ならびに2001年の総合ディレクター（芸術監督）にスイス人のハラルド・ゼーマン氏を起用した。21世紀初にあたる今回の展覧会では、これまでも再三指摘されてきたが、従来までのビエンナーレが1895年発足以来100年間以上にわたって何らかのかたちで常に保ち続けてきた、国別縦割り構造という枠組み崩す試みとして「人類の舞台」というテーマのもと、展覧会の重心を従来中心的役割を果たしてきたジャルディーニ本会場（イタリア館を始め各国主要パヴィリオンが点在）から、アペルト（16世紀の造船所を改装した広大な会場）へと移すなどの解決策を提示した。

また、完全な民間会社が有する文化財団の例として特に興味を引かれるのが、イタリア

ファッション業界トップのベネトン社が設立した「ファブリカ」と「ベネトン財団」の存在である。同じ会社の所有になるも、実際は、両者は横の繋がりがほとんど無く完全に独立した2つの財団である。本部の建築に日本人建築家、安藤忠雄を起用し話題性に富むファブリカと、地道なヴェネト地方の研究を続けるベネトン財団は、まるで光と影のごとく正反対の性格を有しているが、ヒアリング調査の段階でいずれも有効に機能しているとの印象を受けた。ファブリカは、先に述べた通り本部建築に外国人建築家を起用するなど設立当初より同財団の持つ「国際性」をうまくアピールしている。さらに、ベネトンの企業理論（あくまでも利潤を追求）と国際交流（経済原則のみでは割り切れない要素）を「イノベーション」という概念を通して極めて高い次元で結びつけており、これからの一企業の国際交流事業の一つのモデルたりうるものである。逆に、ベネトン財団の方は、前述した通り同じ企業が所有する財団とは思えないほど前者とは全く異なった性格を有した財団で、主に同企業発祥の地であるヴェネト地方の地誌ならびに歴史的風景の保全、つまり「過去の記憶」の保全という、ファブリカの「イノベーション」とは全く異なるリサーチ概念を提示している。

今回の調査を通じての全体的な印象は、この項目の冒頭で説明したような歴史的・文化的背景により、イタリアは、英米仏のように強い国家意識のもと、文化的ヘゲモニーを目指して強力にある統一のとれた戦略を貫きながら国際交流を推進して行くタイプの国では決してなく、むしろ上記で触れたような個々の財団の活動に深く依存しており、それが同国の国際交流の強みであるのではないかという印象を受けた。

2 政府部門

2-1 イタリア外務省 Ministero degli Affari Esteri

2-1-1 文化交流部第2課 Direzione Generale Area Promozione Culturale, Ufficio II(海外におけるイタリア文化会館を統括)

1 主な役割

イタリア外務省文化交流部第2課は、93 を数える在外のイタリア文化会館を統括する、国レベルにおけるイタリア文化紹介の中心的役割を果たす部署である。イタリア文化会館の主な事業は、イタリア語講座運営を通してイタリア語、ならびにイタリア文化の海外への普及をはかることにあるが、その他、講演会、音楽会、展覧会等、各文化会館のイニシアチブによって数々の催し物が開催されている。なお、在外の文化会館は毎年10月に翌年の年間計画提出を義務づけられており、同計画書は管轄の大使館のチェックを経て本省に提出される。

また、近年は特にこれまでの単なるイタリア文化の海外における一方的な振興にとどまらず、海外機関との協力関係を重視した政策を奨励している。これは、従来のように限られた予算の中で一方的にイタリアからの催しを巡回形式で開催するという一方通行の文化紹介事業に明らかな限界が生じたことに由来しているが、理念的には、現地の機関と共同で、ある事業を組み立てるプロセスに重点を置くことにより、それ自体を交流の一環として捕らえる考え方(コラボレーション)、そして経済的には、受け入れ側との費用分担の双方を狙ったものであると思料される。

2 外務省の改革

1999年～2000年の2年間にわたり大きな改革が実行され、各局の機能別分割から地域分割に生まれ変わった。したがって、外交一般における地域的観点からみれば、各地域の事情により即しやすい機構である、横割りから縦割りになったわけであるが、ただ、国際交流のみは各地域に分断されることなく、独立した局として残された。これは、外務省の中において文化会館の存在が他の局とは全く独立した存在として位置づけられていることと、それゆえ、担当官のキャリアも他のキャリアと完全に分かれていることから由来しているものと理解できる(これについては後述する)。ただし、当然のことながら全世界で単一の文化政策を行っているわけではなく、各地域局との密接な協力の下に、それぞれの地域に即した文化政策を推進しているとしている。ちなみに、2001年は「日本におけるイタリア年」(以下「イタリア年」とする)の年にあたるが、この「イタリア年」実行委員会は、文化交流部にはなく、アジア・オセアニア局(同省において日本を扱う局)に置かれている(2-1-2「アジア・オセアニア局内「日本におけるイタリア 2001」実行委員会」の概要

参照)。

3 イタリア文化会館

現在、在外イタリア文化会館は 93 を数えるが、その中の多くは欧米地域に集中している。1990 年に当時のデミケーリス (De Michelis) 外相によって改正された「Art. 401 dic. 1990 (1990 年 12 月 401) 法」により、1995 年より在外文化会館は独自の施設を使って収益を上げた場合 (イタリア語講座、会費、施設の貸出等)、それを自身の予算に全て組み込むことを可能となった。

ちなみに在京イタリア文化会館は、年間予算の約 3 分の 1 をイタリア語講座事業収入によりまかなっている。

4 イタリア文化会館の優先領域、事業内容ならびに優先地域

第一の優先領域は、イタリア語講座を通じたイタリア語の普及にある。また、それに関連して図書館の運営も重要な柱となっている。また近年の傾向として、それぞれの地域に即した事業を展開するために、前述した現地の機関とのコラボレーションを奨励している。その他の事業としては、展示、音楽コンサート、演劇等のイタリア文化紹介が主なものであるが、展示室を有さない文化会館の場合は、現地の機関との共済事業のみとなる。

また、主な優先地域は西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、中東、北米ならびに南米となっている。

5 外務省内におけるイタリア文化会館の位置づけ

海外における文化会館は文化交流部 (Area Promozionale Culturale、以下「APC」と標記) 内の第 2 課 (Ufficio II) が統括している。文化会館職員人事は外務省の他の部署から全く独立しており、全員 APC に所属している。

同部門におけるキャリアは次の 3 段階に分かれる：

- (1) Dirigente APC 幹部職 (同キャリアの最高職)
- (2) Direttore 館長 (在外文化会館の館長職に相当)
- (3) Addetto 文化推進部要員

なお、同職員数は、外務省全体の約 20% を占め、ローマの本省に 46 名配属され、在外には 87 名が配属されている (したがって現在、文化会館 6 カ所が欠員となっている)。また、文化会館は基本的に伊外務省 APC 局に属する要員が派遣されるが、館長に限り大使の推薦等による在野の文化人登用への道が開かれている (同じく Art. 401 dic. 1990 に基づく)。

2-2 アジア・オセアニア局(Direzione Generale dell'Asia e dell'Oceania)内「日本におけるイタリア 2001」実行委員会

2-2-1 過去の経緯

1999年に日伊間で日本におけるイタリア年（以下、「イタリア年」とする）を実行する協定が結ばれた。翌2000年に「日本におけるイタリア 2001」実行委員会（以下「実行委員会」とする）がイタリア外務省アジア・オセアニア局内に設立される。同実行委員会の形態はいわゆる参加型財団（La fondazione di partecipazione）と呼ばれるもので、外務省では前例のない試みである。

同事業の実質的主催者となる「日本におけるイタリア 2001年」財団（La Fondazione Italia in Giappone 2001、以下「財団」とする）は、基本的には1995年度にイタリアで開催された「イタリアにおける日本」（以下、「日本年」とする）をそのまま日本で実現する試みから始まっている。以下、財団の設立経緯を、その前に日本で開催されたイタリア年に遡って説明することとする。

本来は1992年に在伊の有志によって結成された「伊日協会」より、在ローマ日本大使館の広報文化担当官に対し、イギリスにおける日本年やベルギーにおけるユーロパリアを例に取った日本年をイタリアで開催したい旨の打診があったことから、大使館と伊日協会が共催で実現する方向で動き出したが、途中幾つかの経緯を経て、1994年から英駐伊大使のもと日本の外務省本部（西欧一課担当）を含めて本格的な準備を始め、翌1995年「日本年」が実現した。その際、数々の試行錯誤の末、協賛金の受け皿団体として、日伊両国にそれぞれ実行委員会を設立することとなり、日本側実行委員会の会長にアサヒビールの樋口広太郎会長、イタリア側実行委員会の会長にイタリア中期信用銀行のインペラトーリ会長が就任する運びとなった。イタリアにおける本部は、同会長が主催するチビタ協会（Associazione Civita）事務局の一角に伊日協会本部を設置、日本年終了後いったん解散した後、新しく「日本におけるイタリア 2001年」財団として再びチビタ協会事務局に本部を設置し（常勤職員約20名）、今日に至っている。

2-2-2 現在の状況

これまで述べてきたように、今回のイタリア年の組織は、前回の日本年の経験を生かして、それをそのまま日本でのイタリア年開催に利用したものである。ただ、日本年においては、在ローマ日本大使館と日本外務省が重要な役割を果たしたが、イタリア年においては、それを在京イタリア大使館と伊外務省が果たすこととなる。その際、伊外務省は、新しい試みとして先に述べた「参加型財団」という枠組みを導入、同省の中に独立した実行委員会を設立した。同枠組導入の経緯に関して、明確な説明を得ることができなかったが、恐らく省内における数々の規制により、伊外務省が一国を対象としたイタリア祭に全面的

に荷担することに限界があったものと思料される。なお、他省庁と財団とのコンタクトは全て伊外務省内の実行委員会を通じてなされ、財団と他省庁の仲介が同事業の中における外務省の主要な役割の一つとなっている。

2-3 文化財・活動省 **Ministero per i Beni e le Attivita' Culturali, Rapporti Internazionali**

文化財・活動省の改革

同省は、概要で詳細に解説したように、1996年よりヴェルトローニ (Veltroni) 前文化財・環境相、その後任のメランドリ (Melandri) 現文化財・活動相、ならびにウリーヴォ (Ulivo) 政権 (左翼民主党を中心とした中道左派連合政権) のもとで抜本的な改革を実行し、これまでの政策である「文化財の保存および修復」から大きく方向転換を果たし、現代美術も視野に入れた、より「文化省」に近い総合文化政策を目指す省として生まれ変わろうとしている (2001年度末全改革終了予定)。そして、前に述べたように1999年には「文化財・環境省」より「文化財・活動省」に改名したが、ここで名称に「活動」を加えたのは、同省が旧来の「文化遺産の保護」という「守り」の政策のみならず、これからは現代の「文化活動」をも支援するという積極的に現代の文化に関与する政策を内外にアピールするためである。

同改革を受け、現代の文化活動を支援するために新しく「建築・現代美術局」が新設され、現在、国立現代美術館「Centro Nazionale per le Arti Contemporanee」(2004年開館予定)ならびに国立視聴覚美術館「Museo Nazionale di Audiovisivo」の設立準備が進められている。

同省はその他9局を擁しており、それらは局長会議によって統括されている。

その他の改革の成果として、国立美術館の独立法人化ならびに宝くじの収入 (年間3千億リラ [約180億円]) を文化財修復の予算に使用することを可能とした。

なお、イタリアにおける国レベルでの国際交流を考察する際に特に留意すべきことは、イタリアの文化活動省はフランスの文化省とは全く異なり、非常にドメスティックな省であり、国際交流に対する関わりが非常に少ないと言う点である。ちなみに、文化活動省にも国際交流を担当する部署が存在するが (大臣官房に直属する国際関係課長が担当。主に外務省からの出向)、それは主に外国貴賓の対応等プロトコルに関するものが主であり、仏文化省のごとく外務省と全く独立して海外における独自の文化政策を展開することはなく、海外の拠点としての文化会館も全く持っていない。それは同省のインターネットサイトにはイタリア語ヴァージョンしか存在しないことから容易に察することができる。そして、前の外務省の項目で述べた通り、海外における国レベルでのイタリア文化振興ならびに国際交流はあくまでも外務省の管轄となっているのである。したがって、同省の国際交流に

おける関わり方は、ほとんど外務省から求められたコンテンツ提供に対しての許認可という受動的な関わりに留まっている（一定以上の年月を経た文化財の輸出ならびに一時輸出の際には、同省の許可が不可欠）。

3 公的専門機関

3-1 文化会社ヴェニス・ビエンナーレ Societa Culturale la Biennale di Venezia

イタリアで国際交流にたずさわる公的専門機関として一番重要な地位に就いているのが、文化会社ヴェニス・ビエンナーレであろう。同法人は 1895 年に創設され、2001 年第 49 回を迎える、数多いビエンナーレの中で最も長い歴史と伝統を誇る国際展を開催する組織である。概要において述べたとおり、旧ビエンナーレ公益法人は前政権であるウリーヴォ政権が進めた地方分権化ならびに民活政策のもと、1973 年以來の抜本的機構改革を果たし、新しい体制を規定する法案が 1998 年 1 月 28 日に可決、2 月 11 日付の政府官報に掲載された（後述 3-1-2 (10)「公益法人「ヴェニス・ビエンナーレ」の民営化法の要旨」参照）。同改革の主な目的は、これまで 100%公共の資金に依存し、国家事業的色彩が強かった公益法人より、民間資金を導入（割合は総資産の 40%以下に制限）することにより、民間参加形に改めたもの。さらに、19 人あった理事会の定員を 5 名へと大幅に減らしたことにより、これまでは各政党及び機関の利害関係の対立等により、時として極めて長い時間を要した意志決定のプロセスを大幅に簡略化ならびに効率化することをねらっている。なお、1998 年 3 月に当時のヴェルトローニ文化財・環境相（副総理兼任）により、Paolo Baratta 氏が民営化初のビエンナーレ理事長に指名された。将来の計画としては、現在の美術展重点政策から脱却して、音楽、演劇ならびにダンス部門の予算を拡充、より総合芸術祭としての方向性を目指すとしている。以下、歴史的背景から現在の組織、そして国際展の組織を 1997 年を例にとって詳細に分析してゆく。

3-1-1 発足の経緯・これまでの歴史

イタリア統一後、当時まだ若く不安定だった統一国家への国民的意識を高めるため、イタリア各地の工業、農産物、手工芸ならびに美術の促進を目的とした様々な博覧会（Esposizione）が盛んに催されていたが、ヴェニス・ビエンナーレもそうした時勢を背景として開催された。元来は近代国民国家の意識を高揚するための行事の一環として位置づけることができるが、その後様々な変遷・改革（主なものとしてファシズム時代、第二次世界大戦後及び 60~70 年代における学生運動期の 3 回）を経て、初期の保守的、国家主義的傾向より脱皮し、特に戦後は、「カッセル・ドクメンタ」（中部ドイツのカッセル市で 5 年に一度開催される国際現代美術展）とならんで世界の前衛芸術推進を担う中心的役割を果たしている。

これまでの歴史は別添資料 2「公的専門機関沿革：文化会社ヴェニス・ビエンナーレ」を参照のこと。

3-1-2 実施目的・コンセプト及び内容

(1) 実施目的・コンセプト

目的は世界の最新美術傾向を紹介することにより、芸術を通して国際的相互理解を深めることである。テーマならびにコンセプトは毎回総合ディレクター（企画を統括する芸術監督）により決定されるが、傾向として常に時代精神を敏感に反映したものとなっている。各パビリオンは原則として総合ディレクターが提示するコンセプトの指針に従うよう促される場合があるが、実際は、同国際展の中心となる企画展のみが同コンセプトのもとに企画され、参加各国は、自国館のコミッショナーにより各々の国の最新美術事情を反映した作家を選んでいる。

(2) 事業内容

ビエンナーレの中心的な事業である視覚芸術部門は、絵画、彫刻、インスタレーション、ビデオ・アート、パフォーマンスより構成される。

なお、ヴェニス・ビエンナーレは隔年開催の視覚美術部門（原語：Esposizione Internazionale d'Arte）の他、以下の4つの分野よりなる。：

- ① 映画祭（毎年開催）
- ② 建築展（予算配分の都合もあり現在までは不定期開催であるが、視覚芸術と交互の隔年開催を目指している）
- ③ 音楽祭（不定期開催。通常上記の国際展開催に際して付属フェスティバルとして開催されることが多い）
- ④ 演劇祭（同上）

(3) 国、ヴェニス市、ヴェニス県、ヴェネト州及び主要労働組合と、ヴェニス・ビエンナーレとの関係

<国>

1997年までのビエンナーレは国家事業的色彩が極めて濃く（但し、1998年2月に可決された大規模な機構改革により、民間資金の大幅な導入が可能となり、国への財政的依存が減少する予定）、国が実行予算の大半を拠出している。管轄は、教育省及び文化財・環境省（1992年までは観光興行省が担当。その後同省の廃止と共に移管）。理事会に3名の枠（閣議により指名）を有する。さらに、監査委員会に財務大臣により指名される1名（委員長を務める）、文化財・環境省により指名される2名の枠を有し（前記財務省1名枠とこの2名枠を合わせて定員5名中3名の枠を持つ）、理事会の議事進行状況を監査する。以上で明らかなように、予算の大半を拠出している「国」が運営及び路線決定のプロセスにおいても、一番大きな発言権を持っている。

<ヴェニス市>

同国際展が開催されるヴェニス市は、市長あるいはその代理人をビエンナーレ理事会の

中核機関である実行委員会に副会長として派遣、その他理事会に3名の枠（市議会により指名）、監査委員会に2名の枠を有するなど、ビエンナーレの運営に関し、国に次いで深い関わりを持っている。その他、予算の一部を同市の特別補助金より拠出。

<ヴェニス県>

理事会に3名の枠（県議会により指名）を有する他、予算の一部を同県の特別補助金より拠出。

<ヴェネト州>

理事会に3名の枠（州議会により指名）を有する他、予算の一部を同州の特別補助金より拠出。

<主要労働組合>

理事会に3名の枠を有する

<ビエンナーレ事務局>。

理事会に1名の枠を有する（理事会より任命された事務局長が出席）。

(4) 組織・運営⁴

理事会組織

理事会の定員は19名。任期は1期4年、最大2期まで。ヴェニス市長を除く理事会のメンバーは、代表権を持つ各当局によって全国規模の各職種の協会及び組合、ならびにビエンナーレの活動と関わりを持つ文化協会及び文化関係団体（財団等）より提出されたりストの中から指名され、内閣総理大臣によって正式に任命される。その内訳は以下の通り：

① 会長

理事会の中より選出。任期は1期4年、最大2期まで。

② 副会長

ヴェニス市長またはその代理人が担当。任期は市長の任期に準ずる。

③ 実行委員会

定員5名。内訳：会長、副会長他3名。

理事会の中核をなすもので、会長及び副会長以外の3名は理事会の中より選出。任期は1期4年、最長2期まで。最大2億リラ（約1200万円）までの予算執行に関する独立した決定権を有する。

④ 事務局長

ヴェニス・ビエンナーレ公益法人の代表。理事会により任命。辞任あるいは理事会による解任により交代可。イタリア国籍を有し、ヴェニス市に居住する義務を負う。

また、事務局長は理事会に於ける決定事項の執行に責任を負う。

⑤ 監査委員会

財務大臣により任命される1名（委員長を務める）、文化財・環境省により任命され

⁴ 別添資料3「ヴェニス・ビエンナーレ組織図」参照。

る2名、ヴェニス市議会より任命される2名の計5名により組織され、理事会を傍聴し同会の議事進行状況を監査する。任期は4年とし、再任可能。

⑥ 総合ディレクター

理事会での投票により在野より選出される。美術分野における高度な専門家であることが条件。イタリア国籍を有さない専門家も対象となる。任期は最大4年（ビエンナーレ2期分）とし再任は不可。

⑦ 専門家委員会

総合ディレクターの業務を補佐する美術専門家グループ。直接総合ディレクターにより推薦されるが、理事会による承認を必要とする。任期は2年。ただ、複数の企画展が同時に開催される場合は、必ずしも専門家委員会のみが補佐するわけではなく、同じくディレクターによりプロジェクトごとに指名されるアシスタント・キュレーターが務める。また、アペルト展（1980年にオリヴァ氏の提案により実現し、以降第46回まで続いてきた、主に若手作家に門戸を開いた展覧会）は、作家の選択を10名前後の選考委員会によって行ってきた。

⑧ 審査委員会

総合ディレクター及び専門家委員会により指名され受賞者を審査するが、入賞に対する事前運動を防ぐためにビエンナーレ開催直前に公表される。定員5名。

運営

会場整備等を扱うロジ面における実際の運営は事務局長以下のヴェニス・ビエンナーレ公益法人常駐スタッフ、臨時的に雇われるコンサルタントならびに囑託により遂行され、テーマ及び展覧会コンセプトの決定、作家選考、作品選択、カタログの基本コンセプト決定等とに関わるサブ面は、総合ディレクターをチーフとする専門委員会ならびにそれぞれのプロジェクトごとに組織された専門家チームによって準備される。なお、同事業を請け負う業者の選定は公開入札を通して行われる。また、入場切符販売員、各パヴィリオンに派遣されるアルバイト等は必要に応じて、随時ビエンナーレ事務局に登録している現地の複数の人材派遣協会から選ばれる。

(5) 総合ディレクターの人選方法

理事会を召集（不定期。年最低4回）し、多数決により決定。票が割れた場合は、中核組織である実行委員会（会長、副会長を含む5名）の調整により最終決定される。ちなみに前回の第47回ビエンナーレの総合ディレクター決定の際、ジェルマーノ・チェラントとアキーレ・ボニート・オリヴァとの票が分かれたため、最終的には副会長であるヴェニス市長カッチャーリが最終判断を下し、チェラントに決定したという経緯がある。

(6) 総合ディレクターならびに、その他の協力者の雇用形態

総合ディレクターの雇用形態

理事会の指名を受けて、ビエンナーレ当局との間に嘱託契約を結ぶ。任期は2年、最長4年まで更新可。

協力者（美術専門家）の雇用形態

総合ディレクターが指名、理事会により承認を受けた後ビエンナーレ当局との間に嘱託契約を結ぶ。専門家によって構成される委員会に参加できるのは5名まで。任期は2年。

(7) 企画立案に至るまでのシステム

総合ディレクターが随時（不定期）専門家委員会を招集して企画立案及び決定を行うのが建て前であるが、実際には、専門家を組織し展覧会のコンセプトならびに作家の選択を行うプロセスに対しては、細かく規定していないようである。参考までに第47回（1997年）の専門家組織の例を見てみる。

総合ディレクター ジェルマー・チェラント

- ①専門家委員会（5名）
- ②アシスタント・キュレーター（作家窓口1名）
- ③特別企画コーディネーター（1名）
- ④グラフィック・コンサルタント（1名）
- ⑤アシスタント（1名）

中心企画展（未来・現在・過去）

指揮：ジェルマーノ・チェラント

- ①アシスタント・キュレーター（3名）
- ②設営（3名）

イタリア館

コミッショナー：ジェルマーノ・チェラント

- 設営（1名）

以上でわかるように、専門家の組織の仕方は各ディレクターにより大きな違いがあり、過去3回の例を見ても毎回美術専門家の数や組織が大きく変わっている。これは、各ディレクターの運営手法の違いや、意志決定のプロセスならびにそのディレクターと近い協力者の輪が異なることにより生じてくるが、理事会側としては規約の中に「専門委員会は5名より構成される」と明記しながらも、実際にはかなり融通のある運営を認めていると思料される。

(8) 入場者数

第 47 回の総入場者数（1997 年 6 月 15 日より 11 月 9 日までの約 5 カ月の実績）は約 17 万名。

内訳：

- オープニング期間中 約 2 万 3 千名
- 一般公開期間 14 万 7,479 名
内、ジャーナリスト 3,677 名

(9) 課題または問題点

① 会場構成に起因する国別縦割り構造の問題

ビエンナーレが開催されるジャルディーニ会場には各国の常設各国館が設置されているが、いかにして現在の国別縦割り構造と国境を越えたグローバルな現代美術の潮流との和解を図っていくかという課題があげられる。同課題の解決を試みた例として、1993 年に開催された第 45 回ヴェニス・ビエンナーレがある。総合ディレクターに指名されたアキレ・ボニート・オリヴァはテーマを「芸術の基本方位」(Puniti Cardinali dell'Arte) と定め、その基本コンセプトとして「むしろ、コンテンポラリーアートが、文化のノマド(遊牧性)と、複数の原語の共存のもとに発展してきた」とし、各国パヴィリオンに自国以外の作家を招くよう要請する等、現在国別に明確に分かれている各国パヴィリオンの壁を取り払い「アートの大洋を越えた共存を協調する」が 21 世紀へと持ち越された課題としている。

1993 年アキレ・ボニート・オリヴァ総合ディレクター時には、国境のない美術を提示するという試みもなされた。しかし、自国のパヴィリオンを持っていない国々の作家をジャルディーニ会場の各パヴィリオンに招くという主催者側の試みは、一部で積極的反応があったものの、全体としては各国の十分な協力が得られず、また多数の国が集まる寄り合い所帯という組織的制約もあってあまり大きな成果を上げることができなかったが、ビエンナーレが直面している根本に関わる問題への解決に対する初めての本格的アプローチとして評価することができる。また前回(1999 年)と今回(2001 年)はスイスからハラルド・ゼーマン氏を総合ディレクターとして招いたが、特に今回のビエンナーレは「人類の舞台」(Pratea dell'umanita')を総合テーマに掲げ、中心展を従来を中心会場であるジェルディーニ会場からアペルトに移すことにより、部分的にこれまでの国別縦割り構造を打開する試みを提示し、一定の成果を上げている。

しかし、ドイツのカッセル市で開催される国際展が、会場の持つ制約をあまり意識せずに運営できるのと比べ、もともとがいわゆる「万国博覧会」形式で始まったビエンナーレは構造上の制約が大きく、国際展でありながら国別にはっきり分かれたパヴィリオンの存在を無視できないという、インターナショナリズムとナショナリズムが共存していること

から生じるジレンマを乗り越えることは困難を伴うであろう。

② パヴィリオンを持つ国と持たざる国の格差

毎回参加希望国が増加しているにも関わらず、現在本会場となっているジャルディーニに新しいパヴィリオンを迎えることが不可能な状態が続いている。元来、その要因は極めて密度の高い文化財によって成り立っているヴェニス市を会場としていることから来るが、今回の財政及び運営に関わる大幅な組織改革によっても、同会場にパヴィリオンを持たない国が独自にヴェニス市内に仮会場を確保しなければならない状況が改善される新しい環境が生まれたわけではなく、会場移転等抜本的な対策がなされない限り解決は極めて難しい。

また、既にジャルディーニ内に常設パヴィリオンを設営している参加外国館関係者は主催者側に運営等（特に年々増加する参加国への金銭的負担増）において、少なからぬ不満を持ちつつも参加を続けているのは、唯一ヴェニスという世界において類まれな都市で開催されるからであるという側面も無視できない。したがって、現在のところ多数の外国館を擁する本会場をヴェニス以外の地域に移すことは考えられず、同問題は当分続くものと思われる。

(10) 公益法人「ヴェニス・ビエンナーレ」の民営化（「文化会社」への改革）法の要旨

① 目的

非営利団体としての展覧会活動を通じて国際的規模での現代美術、リサーチ及びその記録を推進する。目的、実行組織及び展覧会の活動形態は規約により規定される。同規約は理事会により作成され、文化財・環境省の承認を受け効力を発するものとする。

同組織に参加する各機関は以下の通り：

- 文化財・環境省
- ヴェネト州
- ヴェニス県
- ヴェニス市
- 民間協賛団体

② 組織（各委員の任期4年、最大2期まで）

- 理事会
- 学術委員会
- 会計監査委員会
- 民間委員会（民間資金の導入は総資産の40%を越えないものとする）

③ 理事会の構成

計5名よりなる。その内訳以下の通り：

- 会長（文化財・環境省が任命）

- 副会長（ヴェニス市長が兼任）
- 州議会が任命する1名
- 県議会が任命する1名
- 民間団体（同組織に資金を提供している民間機関により構成）が1名指名

④ 理事会の役割

- 規約の制定及び改正
- 会長の手当を規定
- 全体予算の承認
- 各事業分野への執行予算配分決定
- 総合芸術ディレクターの任命
- 事務局長（全体コーディネーター）の任命

⑤ 学術委員会の構成

- 委員長（理事長が兼任）
- 各事業分野の総合ディレクター5名
- 事務局長

4 参考機関

4-1 イクロム(国際文化財保存修復研究センター) ICCROM (The International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)

4-1-1 本部施設

同本部には事務局の他、文化財保護・修復に関する文献を集めた図書館(蔵書約6万冊、年間利用者数約2千名)があり、一般に公開されている。

4-1-2 全体会議

イクロムは特定の国に属さないユネスコ傘下の国連機関であるが、ユネスコに属せずにイクロムに参加することが可能である(米国の例)。全体会議は同組織の最高決定機関であり、同会議に出席する代議員の構成は以下の通り：

議席数は29で、その内訳は、選挙によりイクロムが対象とする分野の専門家を24名選出、その他、イクロムと親密な協力関係にある伊政府、ユネスコ(UNESCO)、ローマ修復研究所(Istituto Centrale per il Restauro a Roma)、イコム・美術館評議会(ICOM)、イコモス・国際文化財評議会(ICOMOS)より各1名、計5名を各関係機関代表者として派遣される。

4-1-3 予算執行ならびにプログラムの決定

2年に1回、3日間にわたる全体会議により全世界で展開される約10の主要プログラムが決定される(全プログラム数は約50)。その内、外部からの持ち込みプログラム採用は全体の約25%。

イクロムのプログラムはほとんど全て外部機関との協力であり、また助成は全く行っていない。

4-2 ファブリカ Fabrica

4-2-1 概要

ファブリカはベネトングループ内の広告部門に属し、同グループ会長のルチアーノ・ベネトン、ならびに元アートディレクターであるオリヴィエロ・トスカーニ(Oliviero Toscani)によって構想され、実現された。同施設は18世紀のヴィラを改装した建物(事務棟、講堂、図書館等)と、全く新しく建てられた実験工房(以下「工房」と表記)によって構成されている。改装ならびに建築の設計は全面的に安藤忠雄に委託された。なお、同建築家の選択は、コンペ等を行わず、創設者であるベネトンとトスカーニ両氏によって決定された。

1994年に活動を開始、2000年9月に現在の工房部門の建設が完了した。

4-2-2 運営

ファブリカは、先に触れたようにベネトン・グループ広告部門の直属組織であり、理事会は存在しない。運営に関しては同グループ会長であるルチャーノ・ベネトンが直接たずさわっている。なお、昨年まではグループの総合アートディレクターであったトスカーニ氏が深く運営に関わっていたが、現在は同役職を去ったため両者の関係は断たれている。

4-2-3 事業内容

(1) 雑誌「カラーズ」の発行。

同編集部はベネトン・グループの定期刊行物である雑誌「カラーズ」を発行。

(2) 工房の活動

同工房には常時世界中から集まった約 40 名のクリエイター達が互いに刺激を与え合いながら制作活動を行う、いわば視聴覚の実験室であり、以下の 7 部門に分かれている。

- グラフィック
- 写真
- プロダクトデザイン
- 服飾デザイン
- ビデオ・映画
- ニューメディア
- 音楽

同工房は常時 40 名の視聴覚に関わるクリエイターに制作の場を与えている。彼らは、世界中から送付されてくる資料をもとに各部門の責任者達によって 1 次選考され、ファブリカにおいて約 2 週間の試験期間を経た後、本採用が決まると 1 年間奨学金(往復航空券、滞在費、食費、資材購入費、施設利用等)を支給されて、同施設を自由に使用して制作活動を行うことができる。なお、ベネトン社がターゲットとする若いクリエイターを集めるために採用者の年齢制限を 25 歳以下に絞っている。採用受付は随時行っているが、大体 2 週間ごとに 1 次選考を通った 4~5 名の仮採用者が世界中からやって来るので、年間を通じて常に人の入れ替わりがある。日本からも常時 2 名が滞在し制作活動を行っている。なお、各部門には毎年一回、ルチャーノ・ベネトンとイノチェンテ両氏により、それぞれ専門家が 1 名、計 7 名責任者として指名され、事業運営委員会を構成する。同委員会は定期的に召集され、各部門間の調整、活動の共通戦略、共通プログラムの策定等を議論する場となっている。

(3) 外部機関との協力

直近の例としては、2001 年 2 月に在ロンドンのイタリア文化会館との共催で、「Fabrica London Festival」を開催、工房に属しているクリエイターの作品を広範に発表して大きな成果を上げた。現在、この成功を受けて毎年定期的を開催することを検討している。これ

は、先に述べた伊外務省が奨励する「外部機関との協力」がうまく機能した例であろう。

(4) 将来の計画

現在の路線を維持すると共に、前述の **Fabrica London Festival** に見られるように外部機関との協力関係をさらに発展させる。また、ベネトンのキャッチフレーズ「**The United Colors of Benetton**」にふさわしいよう、先進国のみならず途上国からの参加者拡充を推進する。

(5) ファブリカ自体の広報

雑誌カラーズにファブリカの紙面「創造力もとむ」(**Wanted Creativity**) を設け、そこを通して全世界から滞在希望者を募集。その他、月1回3日間にわたり「ワークショップ」を開催し、その機会に参加者を募る。現在、応募者数は年間約100~120名を数える。

4-3 ベネトン研究財団 **Fondazione Benetton Studi Ricerche**

4-3-1 概要

ベネトン研究財団（以下「研究財団」とする）の設立は1980年に遡るが、実際に活動を開始したのは1987年からである。同研究財団はあくまでもベネトン4兄弟（ルチャーノ・ベネトンを筆頭にそれぞれがベネトン・グループの主要な役職を担っている）によって私的に設立されたものであり、ベネトン・グループ自体は運営にまったく関与していない。

一般に公開されている施設としては図書館（週5日開館）があり、蔵書数約1万5千冊、雑誌100種。

4-3-2 研究対象分野

研究財団が取り扱うテーマは設立より実際に活動を開始する7年間に設立メンバー（ベネトン4兄弟）の間で議論された結果、中心テーマを「文化財及び歴史的記憶の保存」と定め、具体的には以下の3つの分野を対象とすることとした。

- 風景の統治（3つの中で一番重要なテーマ）
- ヴェネト地方の歴史（定期刊行物あり）
- 遊びの歴史（定期刊行物あり）

① 風景の統治

ここで取り扱う「風景」とは心理的な風景ではなく、あくまでも実際の場所に関わる具体的な風景を指す。

同分野における具体的な活動は以下の通り：

- i. 年一回、全世界を対象に、その地域に関わる人物あるいはグループに対しベネトン研究財団賞を授与。同賞の授与は、ヨーロッパの専門家を中心として構成された国際審査委員会の審査を経て決定される。
- ii. 「風景の統治」に関する講座（学期は1年）の開設。同分野における主にヨーロッパの専門家が講師（都市計画、建築家、造園家、考古学者等）として招かれる。任期は1学期単位。基本的には、一学期の終わりに研究成果を出発物として発行している。
- iii. フィールドワーク。保護が必要とされる地域をケーススタディーとして選び、グループを組織して、同地域で既に活動を行っている専門家と共同で保護プログラムを策定する。
- iv. 同分野に関する講演会、セミナーを開催、またその成果を出版。

② ヴェネト地方の歴史

- i. 同分野の研究者3名と契約を結び、研究費を支給して研究を委託する。最近の例としては、1995年に委託し、2000年に出版して終了した「20世紀ヴェネト地方入植の歴史」がある。
- ii. 同分野の研究を奨励するため「ステファノ・ベネトン賞」(Premio Stefano Benetton)を設置。

③ 遊びの歴史

- i. 一年に一度紀要をヨーロッパ5カ国語で出版。その他、大学院生を対象に一年の奨学金を出している。
- ii. 年間で2つの修士論文を選考して、その出版助成を行う。なお、同部門は伊国内のみに限られている。

4-3-3 将来の計画

2002年末をめどに本部の移転計画を実行中。新しい本部は現在と同じくトレヴィエーゾ市の中心部に位置するが、図書館の他、展示会場や講演会場など施設の拡充を果たすこととなる。

【参考文献】

1. 政府機関

1) 外務省

- ・ イタリア政府官報"Gazzetta Ufficiale Repubblica Italiana", 22 dicembre 1990 n. 401 (イタリア文化会館の改革)
- ・ イタリア政府官報"Gazzetta Ufficiale Repubblica Italiana", 27 aprile 1995 n. 392 (イタリア文化会館の規定)
- ・ 関連サイト：www.esteri.it

2) 文化財・活動省

- ・ Ministero per i Beni e le Attivita' Culturali, *Italia, una cultura da vivere 1996-2000*, Dipartimento per l'informazione e l'editoria, Roma 2000
- ・ 関連サイト：www.benicultrali.it (ただし伊語のみ)

2. 公的専門機関

文化会社ヴェニス・ビエンナーレ

- ・ "Biennale News", Anno 1 n. 1 dicembre 1994 付録
- ・ "Biennale News", Anno 2 n. 1 febbraio 1995
- ・ Adriano Donaggio in *Biennale di Venezia. Un secolo di storia*, "Art Dossier", Giunti, 1988
- ・ 第47回ビエンナーレ公式カタログ *XLVII Esposizione Internazionale d'Arte*, Electa, Milano 1997
- ・ イタリア政府官報 "Gazzetta Ufficiale Repubblica Italiana", 11 febbraio 1998 (公益法人「ヴェニス・ビエンナーレ」の民営化(「文化会社」への改革)法)
- ・ 関連サイト：www.labiennaledivenezia.net

3. 参考機関

1) ICCROM

- ・ ICCROM, Status (ICCROM 規約)
- ・ ICCROM, "News Letter", October 2000
- ・ 関連サイト：www.iccrom.org

2) ベネトン財団

- ・ *Emigrare da Fossalunga*, ed. by Livio Vanzetto, series *Quaderni sull'emigrazione*, Fondazione Benetton Studi Ricerche/Canova, Treviso 2000

(「ヴェネト地方の歴史」 研究報告書)

- Alessandra Rizzi, *Ludus/ludere*, series *Ludica: collana di stroia del gioco*, Fondazione Benetton/Viella, Treviso/Roma 1995 (「遊びの歴史」シリーズ)
- *Scandinavia*, Fondazione Benetton Studi Ricerche/Canova, Treviso 1998 (「風景の統治」 研究報告書)
- 関連サイト：www.fbsr.it (ただし伊語のみ)

3) ファブリカ

- ベネトン・グループの機関雑誌 "Colors" n. 4
- *Fabrica* (案内パンフレット)
- 関連サイト：www.fabrica.it

別添資料1 主要国際交流機関基本データ

イタリア外務省文化交流部2課

| 組織 | |
|------|---|
| 団体名称 | イタリア外務省 Ministry of Foreign Affairs, Ministero degli Affari Esteri, 文化交流部第2課 Directorate General for Cultural Promotion and Co-operation, Office II, Direzione Generale Area Promozione |
| 所在地 | Piazza della Farnesina, 1, I-00194 Roma, Tel.: +39-06.36914147, -06.6873711 / Fax: +39-06.3235983 |
| 代表者 | ヴィンチェンツァ・ロモナコ・Vincenza Lomonaco (参事官/Consigliere) |
| 意思決定 | 毎年、各文化会館館長によって作成される年間プログラムを同管轄大使館大使の承認を受けて施行。本省による各地域別プログラムは存在しない。 |
| 機構 | 幹部職 (Dirigente Area Promozionale Culturale) 館長 (Direttore) 文化推進部要員 海外文化会館数：93 |
| 定員数 | 本省職員：46名 海外文化会館職員：87名 |
| 事業 | |
| 主要事業 | 在外イタリア文化会館の統括ならびに文化交流事業推進 |
| 資金 | |

注：

文化財・活動省は国際交流に全く関わっていないため、基本データよりはずした。
同省に関する詳細は本文参照。

文化会社ヴェニス・ビエンナーレ

| 組織 | |
|------|---|
| 団体名称 | 文化会社ヴェニス・ビエンナーレ The Venice Biennale Cultural Corporation, Societa Culturale la Biennale di Venezia |
| 所在地 | S.Macro, Ca' Giustinian, I-30124 Venezia, Tel.: +39-041.5218906 / Fax: +39-041.5210038, E-mail: paesi@labiennale.com |
| 代表者 | パオロ・バラッタ Paolo Baratta (理事長/Presidente) |
| 沿革 | <p>設立年：1895年</p> <p>設立形態：文化会社（国、ヴェネト州、ヴェニス市ならびに民間の出資からなる非営利団体）</p> <p>設立趣旨：文化の国際展を通して、各国の相互理解を深めると同時に、文化を国際レベルにおいて振興する。</p> |
| 意思決定 | 目的、実行組織及び展覧会の活動形態は規約により規定される。同規約は理事会により作成され、文化財・環境省の承認を受け効力を発するものとする。 |
| 機構 | <p>1. 理事会</p> <p>2. 学術委員会</p> <p>3. 会計監査委員会</p> <p>4. 民間委員会（民間資金の導入は総資産の40%を越えないものとする）</p> <p>理事会の構成</p> <p>計5名よりなる。その内訳以下の通り：</p> <p>1) 会長（文化財・環境省が任命）</p> <p>2) 副会長（ヴェニス市長が兼任）</p> <p>3) 州議会が任命する1名</p> <p>4) 県議会が任命する1名</p> <p>5) 民間団体（同組織に資金を提供している民間機関により構成）が1名指名</p> <p>理事会の役割</p> <p>1) 規約の制定及び改正</p> <p>2) 会長の手当を規定</p> <p>3) 全体予算の承認</p> <p>4) 各事業分野への執行予算配分決定</p> <p>5) 総合芸術ディレクターの任命</p> <p>6) 事務局長（全体コーディネーター）の任命</p> <p>学術委員会の構成</p> <p>1) 委員長（理事長が兼任）</p> <p>2) 各事業分野の総合ディレクター5名</p> <p>3) 事務局長</p> |
| 定員数 | <p>役員：19名</p> <p>職員：72名</p> |
| 事業 | |
| 主要事業 | 非営利団体としての展覧会活動を通じて国際的規模での現代美術、リサーチ及びその記録を推進する。 |
| 各種実績 | 100年以上にわたり国際展を開催してきた、世界で最も古いビエンナーレ主 |
| 資金 | |
| 予算 | 公式には開示されていないが、約120億リラ（約6億7千万円）（1997年度実績） |
| 資金源 | 政府予算（補助金）、ヴェネト州ならびにヴェニス市による補助金、および民間協賛金等 |

イクロム ICCROM

| 組織 | |
|------|---|
| 団体名称 | イクロム ICCROM (The International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property) |
| 所在地 | Via di S. Michele, 13, I-00153 Roma, Tel.: +39-06.585531 / Fax: +39-06.58553343, E-mail: iccrom@iccrom.org |
| 代表者 | ニコラス・スタンレイ・ブリース・Nicholas Stanley-Price (所長/Direttore) |
| 沿革 | 設立年：1960 ユネスコ傘下の国際機関 世界の文化遺産の保全 |
| 意思決定 | 全体会議により決定。議席数は29で、その内訳は、選挙によりイクロム対象分野の専門家を24名選出、その他、イクロムと親密な協力関係にある伊政府、ユネスコ (UNESCO)、ローマ修復研究所 (Istituto Centrale per il Restauro a Roma)、イコム・美術館評議会 (ICOM)、イコモス・国際文化財評議会 (ICOMOS) より各1名、計5名が各関係機関代表者として派遣される。予算執行ならびにプログラムの決定は2年に1回、3日間にわたる全体会議により全世界で展開される約10の主要プログラムが決定される (全プログラム数は約50)。 |
| 機構 | 事務局の他、文化財保護・修復に関する文献を集めた図書館 (蔵書約6万冊、年間利用者数約2千名) があり、一般公開。 国内事務所数：ローマ本部のみ 海外事務所数：無し |
| 定員数 | 専門官13名 (契約ベース) 職員22名 (現地職員) |
| 事業 | |
| 主要事業 | 世界文化財の保護ならびに修復。 |
| 資金 | |
| 予算 | 740万ドル (2000年度予算) |
| 資金源 | 参加各国により拠出される分担金ならびにEU基金 (140万ドル) |

ファブリカ

| 組織 | |
|------|---|
| 団体名称 | ファブリカ Fabrica |
| 所在地 | Via Ferrarezza, I-31050 Catena di Villorba (Treviso), Tel.: +39-0422.516111 / Fax: +39-0422.616251, R-mail: prando@fabrica.it |
| 代表者 | パオラ・イノチェンテ・Paola Innocente |
| 沿革 | 設立年：1994 (第一期生受入) 設立形態：ベネトン・グループの一部門 設立趣旨：全世界の若手クリエイターに活動を交流の機会を与える |
| 意思決定 | 事業運営委員会 (理事により指名) |
| 機構 | 理事 事務局、図書館、広報雑誌「カラーズ」編集局 |
| 定員数 | 役員：理事2名、事業運営委員7名 職員：22名 研修生：40名 (内外より公募と通して募集) |
| 事業 | |
| 主要事業 | 1994年以来毎年約40名におよぶ若手クリエイターを育成。 |
| 資金 | |
| 予算 | 開示されていない |
| 資金源 | 100%ベネトングループ広告予算の一部 |
| 各種実績 | ヴェネト地方の研究成果を定期的に出版。また毎年一回同地方の研究に貢献のあった研究者に対し「ステファノ・ベネトン賞」を授与。 |
| 資金 | |
| 予算 | 年間26億2千万リラ (邦貨約1億4700万円) (2000年度実績) |
| 資金源 | 100%ベネトングループ |

ベネトン研究財団

| | |
|-----------|---|
| 組織 | |
| 団体名称 | ベネトン研究財団 Benetton Foundation Research Studies, Fondazione Benetton Studi Ricerche |
| 所在地 | Piazza Crispi, 8, I-31100 Treviso, Tel.: +39-0422.579450 Fax: +39-0422.579483, E-mail: ida.frigio@fbsr.net |
| 代表者 | ドメニコ・ルチャーニ・Domenico Luciani (所長/Direttore) |
| 沿革 | 設立年: 1981 (実際の活動は1987年以降) 設立形態: ベネトン・グループを主体とする財団 設立趣旨: ヴェネト地方の地誌の調査、研究ならびに記録保存 |
| 意思決定 | 理事会 |
| 機構 | 理事会: 終身4名、2年任期2名の計6名 事務局ならびに資料館 (一般に公開) |
| 定員数 | 役員6名 (内1名は所長兼任) 職員: 事務担当3名、公刊物担当2名、非常勤研究者2名、司書7名 |
| 事業 | |
| 主要事業 | ヴェネト地方の地誌の研究ならびに同地方資料館の運営 |
| 各種実績 | ヴェネト地方の研究成果を定期的な出版。また毎年一回同地方の研究に貢献のあった研究者に対し「ステファノ・ベネトン賞」を授与。 |
| 資金 | |
| 予算 | 年間26億2千万リラ (邦貨約1億4700万円) (2000年度実績) |
| 資金源 | 100%ベネトングループ |

別添資料 2 DS文化班へのヒアリング調査報告(1996年8月)

現プロディ政権を担っている中道左翼連合(通称「ウリーヴォ」)の中核政党である左翼民主党(以下 PDS)において文化政策を担当しているドリアーナ・ヴァレンテ(Doriana Valente)女史に、文化政策に関する党としての今後の方針を中心に話を聞いたところ、以下の通りその要旨を報告申し上げます。

1. 基本方針

基本方針は、1995年12月に発表された政策綱領に記載されたテーゼを踏襲している。その後、総選挙用であった同テーゼを再考し、より具体的なプログラムを作成。現在までの政権の関心は、もっぱら政治経済問題が中心であり、文化政策問題はその陰で常に軽視されてきた面は否めないが、今回、文化財相に就任したワルター・ヴェルトローニ氏(Walter Veltroni)が副首相をも兼任し、文化に関する閉塞状態を打開し、文化の復興とその普及に非常に強い意欲を有していることから、同分野における大きな改革が期待される。

2. 文化行政の改革: 地方分権制の導入

現政権においては、文化政策のみならず行政全般に中央集権の解消、及びそれに伴う地方分権の促進が政治改革の緊要課題となっているが、現在、国会において地方分権に関するバツサニーニ法案が審議中である。同法案が承認されれば、文化関係においても国及び政府に集中している管轄項目が大幅に地方自治体へ移譲されることとなる。その場合、管轄が国に残る項目は、文化財保護や文化政策普及と促進、及び若者や文化に関わる人員の教育、育成等であり、地方(州、県レベルであり、市においては既に分権がかなり実現している)に移譲されるのは美術館及び博物館の組織及び運営等である。イタリアは対外的には文化大国とされているが、文化政策に関しては、他の先進諸国と比して決して進んでいるとの自覚を持っておらず、今や独自の方針を打ち出す必要性を強く感じている。現在、特にイタリアが目指すべきモデルとしては、民活に大幅に依存しているアメリカ型や、中央集権的要素が強すぎるフランス型ではなく、地方分権と民活のバランスが良く取れているとされるドイツ型を求めるとしている。

3. 財源確保: 民間資金の積極的導入(民活)

文化政策における財源確保で重要なポイントとなる民活導入に関しては、法的制約が多く従って多くの束縛を受ける基金や財団という従来の形式を越えて、ある種の会社組織(Societa')という新しい文化企画促進会社の形態を模索中である。これはいわば基金無しで設立された財団である。

また、文化政策普及の為の富くじ導入を決定、本年1月より開始予定である。これは、イギリスが21世紀に向けた大々的な文化事業(ミレニウム)の資金調達として始めたのに習ったもので、毎週1回水曜日に実施され、収益金は年間2千~3千億リラが見込まれている。収益

金の用途先に関しては特別立法が必要なので、今後その点の調整が課題であるが、文化財修復や人件費も含む美術館及び博物館のより効率的な運営等に活用される見込みである。

4. 文化省の新たな設立

イタリアにはこれまで文化全般を統括する省は存在しなかったが、ヴェルトローニ副首相兼文化財相は新たな文化省設立に関し非常に強い意欲を持っている。かつて観光・文化省が存在した時期もあったが、1993年4月18日の行革を目的とした国民投票で廃省となり、総理府管轄の一局となっている。現在唯一の文化関連省は、大学・科学技術省及び教育省を除くと、文化財保護を主たる役割とする文化財省のみであり、関係各省の意思の疎通もうまく行われているとは言いがたい（文化省に関してはこれまで各方面で大きな反響、及び議論を呼んでおり、新聞等の紙面を賑わわせてきた。その中で、イタリア文化人の第一人者であるウンベルト・エーコ氏が初代文化大臣となるといった風評も立ったが、当の本人は、文化省設立に対しては、文化財や科学・教育、テレビ、情報出版、在外伊文化会館の統括等に権限を持つことが出来るのであればとの条件付きで、意義ある事だとの意見を表明している）。

PDSとしては、文化省が設立される際は、その権限を非常に弱く緩やかなものとするべきと考えており、国として管轄すべき必要最低限の事項以外は、全て地方自治体に移譲する方針を唱えている。現在、同件実現の為に研究、調査が進められているところであり、近い将来何らかの具体案が提示される見込みである。

5. 国立博物館に関する法

同法令（いわゆる「ロンケイ法」として知られ、1992年11月14日緊急政令433号として発布、1993年1月14日に国会で批准されている）は、監視要員の配置や、美術館及び博物館の開館時間延長に関して外部組織との契約、また出版事業やカフェ、ブックショップ等の営業を入札により民間他へ委託する等の民活導入を盛り込んだ大幅な機構改革を目的としたものであるが、現実にはほとんど進展していない。PDSはこの「ロンケイ法」を文化政策活性化の為に有益であるとして、積極的に推進する意向を持っている。尚、民間への委託を得て健全な美術館及び博物館運営を行うには、年間10万人の入館者を数える大規模な博物館だけが可能であるとの試算があり、その他の中小規模の博物館は近隣のものと同様にして運営の効率化を図れるような、フランスにあるネットワーク・システムの構築が必要であるとしており、その際、文化省が設立されればそれらを総合する役割を果たすことになるだろう。

以上

別添資料3 国際交流機関沿革:文化会社ヴェニス・ビエンナーレ (Società Culturale la Biennale di Venezia)

1895年

4月30日、第1回ヴェニス・ビエンナーレが開会式にイタリア国王夫妻（ウンベルト国王及びマルゲリータ女王）を迎えてヴェニス市カステッロ地区ジャルディーニにて開催される。出品作家は選考方式により決定されたが、選考からもれた作家も直接選考委員会に自薦することができた。各出品作家は最大2点までの出展に限られ「イタリアで未発表のものに限る」という規定に従う必要があった。これを見ても分かるように、ビエンナーレは当初より新しい美術の紹介を目指していたのであり、当時ヴェニスの枢機卿がジャコモ・グロツの「至高の会合」（仮訳）の出品に反対したにもかかわらず、ビエンナーレ当局がそれを押し切って出品させるなど、既成の権力に依存しない独立した組織を目指していた。初開催の入場者数は約20万人。

1950年

ピカソ作「サーカスの一家」（仮訳）の出品が拒否される。

1907年

初の恒久的な外国館であるベルギー館（レオン・ズネイヤーズ設計）が建設される。

1910年

クリムトに一つの部屋が与えられ、ルノワールの個展とクールベの回顧展が開催される。

1914年

ロシア館のオープニングで合計7カ国の各国館が揃う。その内訳は伊(1895年)、ベルギー(1907年)、ハンガリー、独、英国(全て1909年)、仏(1912年)、露(1914年)。

1916~1918年

第一次世界大戦のため中断。

1920年代

印象派、後期印象派及びドイツ表現主義など、前衛美術が展示される。

1922年

美術評論家ヴィットリオ・ピカによる実行委員会の設置等、ビエンナーレに対しより充実した組織が与えられる。

モディリアーニの初回顧展及びアフリカ彫刻の展示。選考に携わったヴィットリオ・ピカは、この展示をめぐって賛否両論にさらされる。ピカによって初めて、実行委員及び選考委員の合計7名よりなる運営委員会（現在の理事会に相当）が設置される。

1930年(ファシズム体制による組織改革)

ジョゼッペ・ヴォルピ伯爵がビエンナーレ会長に就任。ファシスト政権がビエンナーレ運営委員会を解散させ、同政権の文化政策に沿った新体制を作る。米国館が開館。ヴォルピ伯により各種フェスティバルが組織され、第1回音楽フェスティバル(1930年)では、ガーシュイン、ベンジャミン・ブリテンならびにジョン・ケージの音楽が演奏される。

1938年

イグナチオ・ズロアーガ (Ignacio Zuloaga、西) が第1回絵画・彫刻大賞 (グランプリ) を受賞。

1944~1946年

第二次世界大戦のため中断。

1948年

戦後初のビエンナーレ開催。事務局長に選出された美術史家ロドルフォ・パッルッキニー (Rodolfo Pallucchini) が印象派から現代美術の主要な作家を集める。パッルッキニーはペギー・グッゲンハイムを招き、同氏の有名なニューヨーク・コレクション出品を依頼。同コレクションは後のヴェニス・グッゲンハイム美術館の中核所蔵作品となる。

1948~1956年

戦後の再出発。ファシズム政権下の大政翼賛的位置づけより前衛美術紹介へと180度路線変更。

パッルッキニーの尽力により、ビエンナーレは世界における現代美術及び前衛美術の国際展としての中心的役割を果たすようになる。ブラック (1948年)、マティス (1950年)、デュフィ及びカルダー (1952年) がそれぞれ大賞を獲得。

1964年

ロバート・ラウシェンバーグが大賞受賞 (米国作家初)。欧州に於けるポップ・アートの初紹介となる。

1968年

学生の抗議運動がビエンナーレの開会式を妨害。

1973年

それまでビエンナーレの組織面において温存されていたファシズム体制の名残を一掃し、1997年まで続く新体制への改革を果たした。

新しい理事会 (定員19名) の内訳は複数の政府代表、地方自治体、主要組合、ならびにビエンナーレ公益法人代表の1名 (事務局長) よりなる。同理事の中より会長 (Presidente、日本における法人の理事長に相当) を選出した後、各部門 (造形美術、音楽、映画、演劇、ならびに1980年より加わった建築) の総合ディレクターを随時理事会を召集して指名。

1974~1978年

新生ビエンナーレ初代会長として、カルロ・リーパ・ディ・メアーナ (Carlo Ripa di Meana) が選出される。

1974年

ビエンナーレは開催されず、代わりに「チリに自由を」 ("Libertà per il Cile") をテーマとして掲げた各種イベントが開催される。

1977年

共産圏における文化的不協和音をテーマにした国際会議を開催。

1979～1982 年

ジュゼッペ・ガラッソ (Giuseppe Garasso) が会長に選出される。

1980 年

美術評論家アキレ・ボニート・オリーヴァ (Achille Bonito Oliva) が若手作家のための第1回アペルト展を開催 (「アペルト」とは「開かれた」の意)。

第1回建築展が開催される。会場はコルデリエ・デル・アルセナーレ。初代建築展総合ディレクターはパオロ・ポルトゲージ (Paolo Portoghesi)。

1983～1992 年

パオロ・ポルトゲージが会長に選出され、以後2期にわたり務める。

1984 年

視覚美術展の総合ディレクターにマウリツィオ・カルヴェージ (Maurizio Carvesi) が任命される。同氏が選んだテーマは「芸術と技術」。

1988 年

視覚美術展の総合ディレクターにジョヴァンニ・カランデンテ (Giovanni Carandente) が任命される。

1992 年

視覚美術展の総合ディレクターにアキレ・ボニート・オリーヴァが任命される。

1993 年

ジャンルイジ・ロンディ (Gian Luigi Rondi) が会長に選出される。

1997 年

リーノ・ミッチケ (Lino Micciche') が会長に選出される。

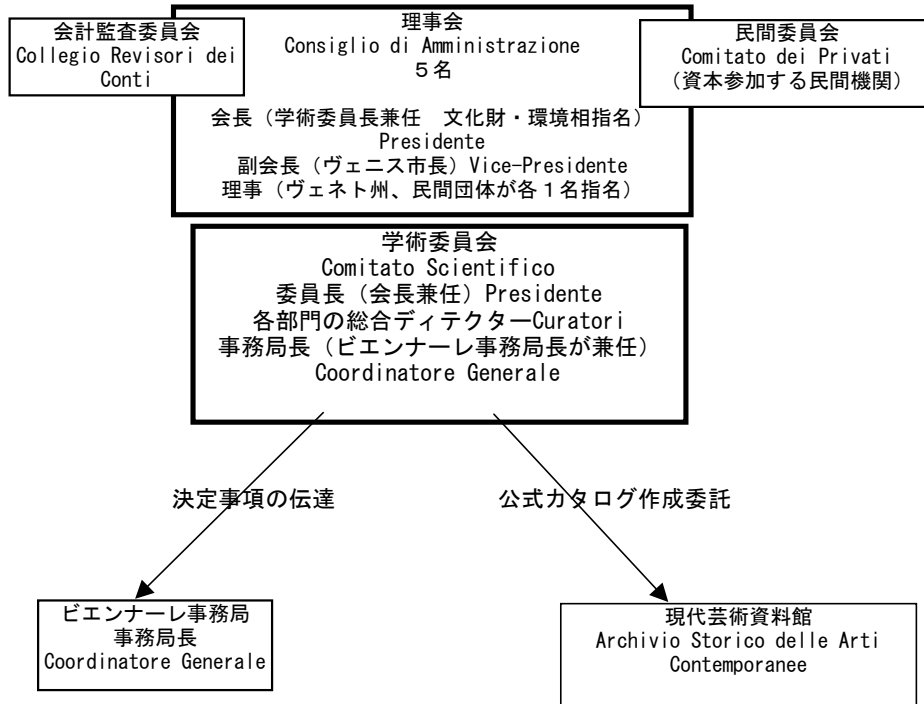
1998 年

視覚美術展の総合ディレクターにハラルド・ゼーマン (Harald Szeemann) が任命される。

1999 年

パオロ・バラッタ (Paolo Baratta) が会長に選出される。

ヴェニス・ビエンナーレ組織図
(改革後)



ヴェニス・ビエンナーレ組織図
(改革前)

